

世帯と人口	
(40.5.1日現在)	
面積	30.55平方町
人口総数	53,915人
男	27,615人
女	26,300人
世帯数	11,749世帯

全世帯に配布

この広報紙は町内自治会を通じ市内の全世帯にもれなく配布されております。皆さんのお宅に届かないときは部落の区長または市広報係までお申し出ください。



犬は知っていた!

「棄権はいけませんよ、ワンワン」

森吉正照

近づく参議院議員選挙

選挙法が一部改正されました

すでに新聞等でご承知のとおり、本年は三年に一度の参議院議員通常選挙が六月下旬から七月上旬の間に予定されています。

ことしは普通選挙法が制定されてからちょうど四十周年、婦人に参政権が与えられてから二十周年、また国民が初めて参政権を行使してから七十五周年に当る意義深い年です。

このような年に行なわれる参議院議員選挙です。一人の棄権者もない、明るく正しい選挙をしましょう。

補充選挙人名簿の申出は

いますぐに

選挙の公示又は告示の日の前日までに申出をしないと名簿にのせることができません

いままで、補充選挙人名簿の登録申請は、公示又は告示の日後にできることになっていましたが、今回の法律改正により、補充選挙人名簿をつくる現在日が公示又は告示の日になりました。

補充選挙人名簿の閲覧ができます

これに伴い申出は、選挙の日の公示又は告示日の前日までに行われなければなりません。登録される資格のある人は、選挙期日の公示又は告示日現在で満二十才以上であり、引きつづき富士市に三ヶ月以来住んでいる人です。

補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、市選挙管理委員会において補充選挙人名簿の閲覧を請求することができます。ただし、閲覧の請求ができる時間は、市選挙管理委員会の職員の勤務時間内に限られますので、日曜、休日を除き平日は午前8時から午後4時半まで(土曜日は正午まで)となります。

明るく正しい選挙

よかつたと心に残る選び方

連呼が出来ます

朝7時から夜8時まで

選挙運動のために連呼行為をすることは原則として禁止されています。しかし、演説会場や街頭演説の場所で行う場合及び衆議院議員の選挙、参議院議員の選挙及び都道府県知事の選挙については午前七時から午後八時までの間に

限り、選挙運動用自動車の上で停止中、運行中どちらにおいても連呼行為をすることもできることになりました。いままでは、衆議院議員選挙及び知事の選挙について連呼行為のできる時間は午前九時から午後五時までの間になっていましたが、今回の改正で参議院議員選挙と同じ午前七時から午後八時までとなったわけです。

市内百七カ所に

選挙ポスター掲示場

今回の法律改正により、写真のような参議院静岡県選出議員選挙ポスター掲示場が、市内百七カ所にできます。

この掲示場は、近日中にお宅のご近所に取付けたいと思いますが、街をよぎす選挙人が見易いように市の選挙管理委員会がつくるものです。こわれたり、汚れたりしないよう皆様のご協力をお願いします。

参議院選出 地方議員選挙ポスター掲示場

選挙管理委員会

注意

●ポスターは指定された張り場に貼ってください。
●この掲示場は参議院 地方議員選挙ポスター以外のものは使用出来ません。
●掲示場をこわしたり、汚れたりした場合は罰金を科せられます。